

独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院における  
食堂及び清涼飲料水自動販売機19台の設置・運営者の公募の公示

令和2年3月1日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための食堂の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和元年12月17日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構  
船橋中央病院

院長 横須賀 收

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院における食堂及び自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための食堂の運営の全般（自動販売機含む）を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和2年3月1日 ～ 令和7年2月28日（5年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

(4) 運営者（第一交渉権者）の決定方法

公募型企画競争によるプロポーザル方式による。  
企画書及び見積書を提出後、プレゼンテーションを実施。「2.(2)」に定める  
評価基準に沿って点数化し、その合計点が最も高い者を第一交渉権者とする。

## 2 参加資格、選定基準及び評価基準

### (1)競争に参加する者の必要資格に関する事項

①独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

#### 【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

②契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

#### 【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

③ 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

- ④ 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。
- ⑤法人等を設立して5年以上経過しており、食堂運営について良好な運営実績が3年以上あること。 ※個人経営でも可である。
- ⑥全省庁統一参加資格の一般競争参加資格において、「役務の提供」の「A」・「B」又は「C」の等級に格付けされ関東甲信越地区の参加資格を有する者であること。
- ⑦資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- ⑧入札書提出期限の直近2年間の社会保険料等について滞納がないこと。
- (ア) 厚生年金保険  
(イ) 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）  
(ウ) 船員保険  
(エ) 国民年金  
(オ) 労働者災害補償保険  
(カ) 雇用保険
- ※ 各保険料のうち（オ）及び（カ）については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以来の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る）こと。
- ⑨法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑩店舗の規格・運営のノウハウを持ち、本募集広告の日から過去3年以内に、当院と同等規模以上の病院での受託実績があること。
- ⑪不正及び不誠実な行為がないこと。
- (2) 企画書及び見積書の評価基準（詳細については別紙「説明書」による）
- ①企画書の提出者の能力  
同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ②担当予定スタッフの能力  
スタッフ数、教育体制
- ③食堂の運営方針等  
運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲
- ④運営者からの提案  
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤利用者の満足度

利用者からの苦情等に対する対策

⑥衛生・食品安全・ゴミ等

衛生管理に対する体制・対策、食品管理体制、ゴミ処理の取組み

⑦ワーク・ライフ・バランス等の推進への取組み

女性活躍加速のためのワーク・ライフ・バランス等を推進

(女性活躍推進法に基づく認定、次世代法に基づく認定、若者雇用推進法に基づく認定)

⑧ 賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒273-8556 千葉県船橋市海神6-13-10

独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院

事務部 経理課 契約係

電話047-433-2111 (内線2316)

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和元年12月17日(火)から令和2年1月17日(金)

9時00分から16時00分(厳守)

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

※名刺・印鑑(認印)を必ず持参すること。

(3) 見積書及びその他の資料の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和2年1月17日(金)17時00分

②提出場所及び方法 (要持参提出)

「(1)」に同じ

※入札説明書に記載されているもの。

※名刺・印鑑(認印)を必ず持参すること。

(4) 入札説明会

入札説明会（仕様書）交付時に随時実施

(5) プレゼンテーション

①日時

令和2年1月21日（火）

※時間については、後日連絡する。

※身分証明、名刺、印鑑（認印可）を必ず持参すること。

②審査の場所

〒273-8556 千葉県船橋市海神6-13-10

独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院

3階 第一会議室 ※企画書（提案資料含む）は5部用意すること。

(6) 選定結果の通知

令和2年1月24日（金）までに通知する。

(7) 問い合わせ先

独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院

経理課契約係

令和2年1月8日（水）16時00分までに「別紙 質疑応答書」にて  
電子メール問い合わせによる。

電話・口頭による質問は一切受けつけません。

質疑の回答は、令和2年1月10日（金）16時00分までに電子メールにて  
回答します。

メールアドレス：keiri@funabashi.jcho.go.jp

4. その他必要事項

(1) 保障金及び契約保証金 「免除」

(2) 見積書及び契約手続きに使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 希望者に要求される事項

この公募に参加を希望する者は、封印した見積書に「2.（1）」の証明となるもの及び説明書等において定めるものを添付して提出期限内に提出しなければならない。希望者は、プレゼンテーションの前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 無効

本公告に示した競争参加資格のない者が提出した企画書及び見積書、求められる業務を履行しなかった者の提出したものは無効になる。

(5) 契約書の作成

- ① 作成予定者との契約締結は次の例のとおりである。  
例：当病院と食堂業務場所の賃貸借契約  
業務場所の賃貸借契約（予定）
- ② 契約の相手方が決定した時は、経理責任者が指名する期日までに契約書の取り交わしをするものとする。
- ③ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- ④ 本契約は、経理責任者と契約の相手方双方が契約書に記名、押印しなければ成立しないものとする。
- ⑤ 契約内容を変更する必要がある場合には、契約者双方が協議の上、決定することとなる。
- ⑥ 委託者は、受託者の要求に従い、売買業務の設置・運営に必要な情報を通知する。また、その反対の場合も同様な取扱いをするものとする。
- ⑦ 受託者が企画書及び見積書等の関係書類上又は企画書等に基づく作業等の遅れ若しくは履行せず、相当期間を定めた是正催告にも拘らずこれを是正しない、企画書及び見積書等の関係書類著しく背き、当事者間の信頼関係を損なう背信事由があった時、本契約を解除することができるものとする。また、契約期間中に刑法上で罰金以上の刑に処せられた場合及び行政処分を受けた場合についても同様の扱いとしい契約解除できるものとする。

5. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効とする。また、必要事項の記入漏れ、押印のないもの、受領期限までに提出されなかった必要書類等、その他入札に関する条件に違反したものを同様とする。
- (2) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3. (1)」に同じ
- (3) 詳細は説明書による